

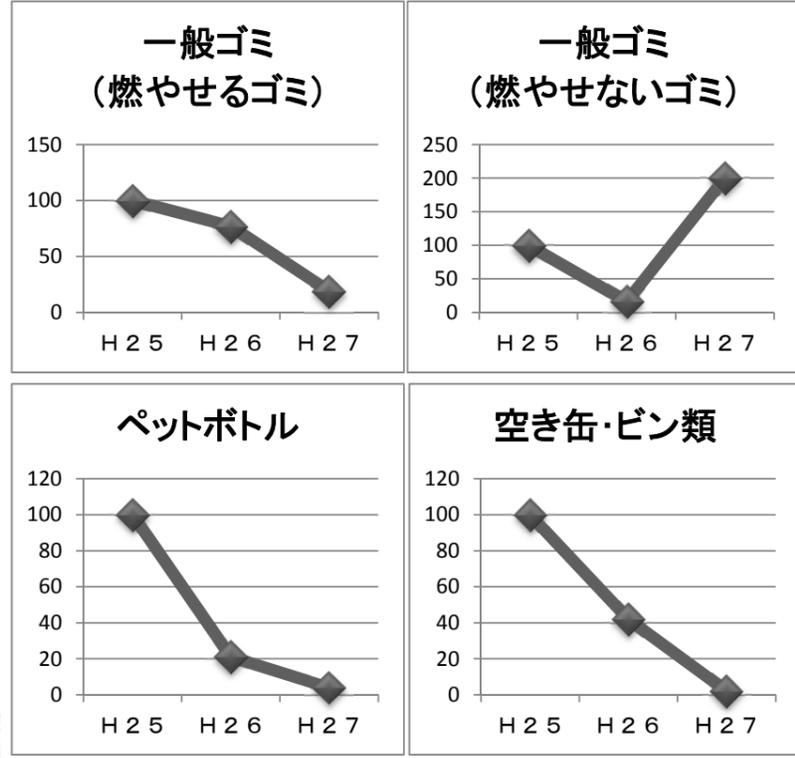
H28 川内川ゴミマップ(上流域③):えびの市)

平成27年度、えびの市内の川内川(国管理区間)では一般ゴミ類の不法投棄が一昨年度及び昨年度より減少しています。



品目	単位	えびの市		
		H25	H26	H27
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	袋	39.1	30.4	7.6
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	袋	0.6	0.1	1.2
ペットボトル	袋	6.6	1.4	0.3
空き缶・ビン類	袋	4.7	2	0.1
ゴム(タイヤ等)	本	0	2	2
粗大ゴミ	個	0	0	3
自転車	台	1	0	0
家電リサイクル法対象物	台	0	0	0
家電製品	台	0	1	0
建設廃材(土木・建築)	m ²	0	3	0
農業廃棄物	m ²	0	0	0
工業廃棄物	個	0	0	5
その他(小動物の死骸など)	個	0	0.5	0

※表中の単位「袋」は容量90リットルのゴミ袋です。



川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反):3ヶ月以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反):5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金(第25条)

注:グラフ縦の目盛りは、平成25年度を100とした場合の平成26年度、27年度の比較です。